

～消費者注意情報～

給湯器の点検商法に関する相談が急増！

～ 高齢者が狙われています！ ～

令和6年6月26日

相談事例

3日前帰宅すると、ガス給湯器交換の契約書が置いてあった。同居の父に聞くと、ガス会社から「点検に伺う」という電話があった後、来訪があり、「給湯器が古くなっているから交換したほうがいい」と勧められて約30万円の交換工事を契約したという。しかし契約書を見ると、契約中のガス会社と関係のない別の会社だった。給湯器は、故障もなく使っており交換の必要はない。すぐにメールでクーリング・オフを申し出たが大丈夫か。

(相談者：50歳代 男性、契約当事者：80歳代 男性)

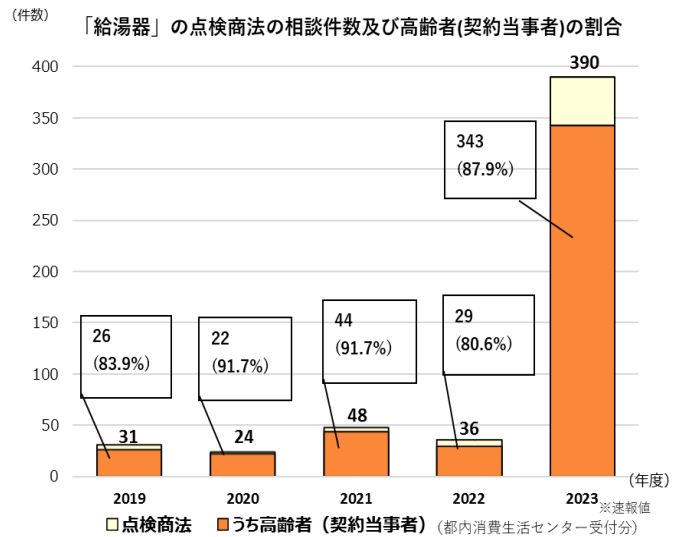
ココに注意！…東京都消費生活総合センターからのアドバイス

★「点検」と言われても安易に信じないで！

給湯器の点検商法(※)に関する相談が急増しており、2023年度は前年度の約10倍の相談件数となっています。特に、契約当事者が高齢者(60歳以上)の割合が非常に高く、全体の約9割を占めています。

「点検」と言われて訪問してくる事業者の中には、契約中の事業者名を名乗るなど、身分を偽る事業者も存在します。相手に身分証を求めたり、契約中の事業者に直接連絡をして、点検を実施しているか確認しましょう。

(※)点検商法…点検を口実に来訪し「早く換えないと危険」などと消費者の不安をあおり、商品等の契約をさせる手口



★ その場ですぐに契約せず、十分検討しましょう！

事業者から、「早く交換したほうがいい」などと契約を急がされても、すぐ契約せず、一旦保留し、家族に相談したり、信頼できる事業者を確認してもらうなどしてから、判断しましょう。

契約してしまっても、訪問販売の場合、契約書面受領後8日以内はクーリング・オフが可能です。クーリング・オフは発信主義ですので、期間内に発信(発送)すれば効力が発生します。送信したメール等は必ず保存しておきましょう。

★ 周囲の気づきが被害を防ぎます。おかしいと思ったら消費生活センターに相談を！

高齢者は被害にあった認識がなかったり、誰にも相談しないなど、被害が表面化しにくい傾向にあります。高齢者宅で見慣れない契約書を見つけたら、消費生活センターに相談してください。

ご家族やホームヘルパー、ケアマネージャーなど周囲の方からの相談も受け付けています。

東京都消費生活総合センター 03-3235-1155
 高齢消費者見守りホットライン(ご家族・ホームヘルパー・ケアマネージャー等からの通報・問い合わせ)
 03-3235-1334
 お近くの消費生活センター 局番なし188(消費者ホットライン)